

令和7年度志木市立宗岡第二中学校

いじめ防止 基本方針

令和7年4月1日改定

目次

はじめに	P 1
第1 いじめ防止の基本理念	P 2
第2 いじめの禁止	P 2
第3 いじめの定義	P 3
第4 いじめ防止等のための基本的方針及び取組	
1 いじめ防止基本方針の策定	
(1) いじめ防止に関する取組	P 4
(2) いじめの早期発見に関する取組	P 7
(3) いじめへの対処に関する取組	P 8～11
2 宗岡第二中学校いじめ防止対策委員会の設置	P 12
第5 重大事態への対処	
1 重大事態とは	P 13
2 重大事態の発生と調査	P 14
第6 その他いじめ防止等のための重要事項	
1 学校基本方針の見通し	P 15
2 年間行事予定	P 16
いじめ問題について	P 17～18

はじめに

平成23年に滋賀県大津市で中学2年生がいじめを原因に自殺しました。この事件は世間に衝撃をあたえ、あらためていじめ問題が社会全体で取り組むべき、喫緊の課題であることが提起されました。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもので、絶対に許されるものではありません。このような考えのもと、国では「いじめ防止対策推進法」を平成25年6月28日に施行し、9月28日に公布しました。この法律は、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に進めるために、県・市・学校が行うべきことをそれぞれ定めています。そのなかで学校は、県・市・のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめ問題の行動指針となる「いじめ防止基本方針」を全職員共通理解のもと作成することが義務付けられました。それを受け宗岡第二中学校では、ここに「宗岡第二中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

この「いじめ防止基本方針」は、主にいじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応にたいしての行動指針からなっています。本校職員はこの指針にのっとり日々の教育活動のなかでいじめの防止を目指していくとともに教師自らの言動を見直し、いじめは絶対に許さないという姿勢を生徒に示し続けます。

また、いじめの防止のためには、学校、家庭、地域がより一層連携していく必要があります。この基本方針はそのための一助になるものでもあり、いじめ防止のための三位一体となった取り組みをさらに推進し、いじめの根絶に向けて努力していきたいと考えています。

令和 7年 4月 1日
志木市立宗岡第二中学校

第1 いじめの防止等の基本理念

いじめは、どの児童生徒、どの学校にも起こりうるもので、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策を講じなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように育まなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

第2 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

いじめによる自殺が発生しています。なんとしてもこのような悲劇を起こさないように努力しなければなりません。また、自殺に至らないまでも、いじめは身体的・心理的な苦痛が人に大きな影響を与えています。いじめは、人権侵害であり、犯罪です。絶対にしてはいけないし、許すことのできないものです。

第3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該指導等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめの態様

- 1 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間外れ、集団による無視をされる
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

（文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

第4 いじめの防止等のための基本の方針及び取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策に関する基本的な方針を定める。

（いじめ防止対策推進法 第13条）

（1）いじめの防止に関する取組

○基本となる考え方

- ・すべての生徒がいじめの当事者になり得るという認識のもと、全生徒を対象にする。
- ・いじめは許さないという教師の姿勢と言動を大切にし、いじめを生み出さない学校風土の醸成に努める。
- ・規律ある学習環境を前提とした、分かる授業作りを進め、生徒の自尊感情を育てる基盤とする。（居場所作り）
- ・生徒と生徒、教師と生徒が自己開示を基とした共感的な人間関係の構築を図る。また、いじめの防止には保護者の担う役割は大きいことから、学校がコーディネーター役となり保護者のネットワーク作りを進める。（絆作り）

ア 道徳教育の充実について

【第15条 第1項】

- ・年間指導計画に沿い、35回の道徳の授業時間を確保する。
- ・道徳科を要として学校の全教育活動を通して道徳教育を行う。
- ・「考え議論する」道徳を展開し、道徳的諸価値を多面的・多角的に生徒に考えさせ、道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲を育てる。

イ 体験活動の充実について

【第15条 第1項】

・各行事を通して、他人と協力することや団結することの大切さに気付き、お互いを高め合い、尊重できる集団になることを目指す。また、行事ごとに振り返りを行い、お互いの良さに気付き、自分との違いを認め合う活動を行う。社会体験活動や修学旅行でのグループ活動を通して、異なる価値観を知り、普段は見られない生徒の良い部分を教師が積極的に褒め、生徒の自尊感情や自己肯定感を高める。

ウ 児童生徒が主体的に行う活動及び支援について

【第15条 第2項】

・生徒会本部役員が中心となって行う生徒の主体的な活動で望ましい人間関係が築けるよう指導、支援する。また、学級委員が主体的な活動を展開し、学年の行事などを運営出来るように指導、支援する。

エ いじめ防止を目的とした啓発活動について

【第15条 第2項】

- ・計画的に人権教育を実施する。
- ・いじめ防止に関わるリーフレットの配布。

オ 保護者及び地域住民その他の関係者との連携

【第15条 第2項】

- ・保護者等でいじめの実態や指導方針の情報を提供する。
- ・保護者等で情報モラルに関する情報や指導方針の情報を提供する。
- ・学校公開日を周知し、参観を呼び掛ける。
- ・PTA行事に積極的に参加する。
- ・夏休みなどに祭りの見回りなどを適宜行う。
- ・地域からの要望に適宜、迅速に対応する。

カ 計画的な教職員の研修の実施について

【第18条 第2項】

- ・年度当初に生徒指導方針、生徒指導マニュアル、いじめ防止基本方針を全教員で確認する。
- ・夏休みの研修で「彩の国 生徒指導ハンドブック New I 's」を活用していじめ防止のための生徒指導體制の見直しを行う。
- ・生徒指導の研修を計画的に実施する。

キ インターネットによるいじめへの対応について

【第19条 第1項】

- ・保護者会等で情報モラルに関する情報や指導方針の情報を提供する。また、家庭での携帯電話の使用に関する話し合いを呼び掛け、フィルタリングの普及も働きかける。
- ・計画的なネットモラル教育の推進。
- ・携帯電話を校内に持ち込ませない。

(2) いじめの早期発見に関する取組

○基本となる考え方

- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、軽視せず積極的に認知する。
- ・日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒の示す危険信号を見逃さないようにアンテナを高く持つ。
- ・定期的にアンケートを実施する。

ア 定期的な調査等について

【第16条 第1項】

- ・原則、毎月、いじめに関するアンケートを実施する（回収方法に留意する）
- ・二者面談、家庭訪問、三者面談の充実。
- ・日々の生活の中で積極的にチャンス面談を行う。
- ・悩みの調査を実施する。

イ 児童生徒、保護者、教職員が相談できる体制整備について

【第16条 第2項 第3項】

- ・ふれあい相談員、スクールカウンセラーと連携した相談体制の確立。
- ・市の相談室との連携体制を図る。
- ・生徒に様々な相談窓口の周知を図る。
- ・調査等のみに依存することなく、教職員が普段から生徒への態度や関わり方を絶えず見直し、相談しやすい関係を作り出す。

ウ いじめを受けた児童等の教育を受ける権利等、擁護する体制について

【第16条 第4項】

- ・校内の教育相談体制の整備を進める。
- ・ふれあい相談員、スクールカウンセラーと連携した相談体制の確立。
- ・市の相談室との連携体制を図る。
- ・いじめられた生徒の権利を守るという全教員の共通理解のもと行動する。

(3) いじめへの対処に関する取組

○基本となる考え方

- ・いじめの情報や事実を一人で抱え込まず、すぐに報告し、組織として判断し、実行する。(共通理解・共通行動)
- ・警察に積極的に相談する。
- ・いじめられている生徒の生命又は身体の安全確保を第一に判断する。
- ・いじめを受けた生徒とその保護者、いじめを行った生徒とその保護者を対応の範囲とする。

ア いじめの通報等の義務について

【第23条 第1項】

- ・いじめを発見した教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会に直ちに報告し、情報を共有する。

イ いじめの事実の確認及び教育委員会への報告について

【第23条 第2項】

- ・被害、加害生徒への今後の指導の見通しを立てたうえで、関係生徒からの事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行った後、管理職が被害、加害生徒の保護者に連絡するとともに教育委員会に報告する。

ウ いじめの確認があった場合、いじめをやめさせ、再発防止のため関係機関の協力を得て、いじめを受けた児童等とその保護者への支援、いじめを行った児童等への指導とその保護者への助言について

【第23条 第3項】

※いじめられた生徒への支援

- ・秘密を守ること、必ず守り抜くことを約束しながら話し合う。
- ・いじめの事実を把握し、つらさや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ・不安を除去し、安全確保に努める。
- ・自信回復への積極的支援を行う。
- ・身近な大人に相談することの重要性を伝える。
- ・相談員やスクールカウンセラーとの連携を図る。

※いじめられた生徒の保護者への支援

- ・徹底して子どもを守り、支援していくことや学校の指導方針を具体的に伝え、誠実に対応する。また、その指導過程もこまめに伝える。
- ・定期的に家庭訪問や面談を行う。
- ・相談員やスクールカウンセラーとの連携を図る。

※いじめを行った生徒への指導

- ・いじめられた生徒の安全確保を第一に考え、適切な措置をとる。
- ・いじめを完全にやめさせる。
- ・いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させる。
- ・人権と生命の尊さを理解させる。
- ・多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し、観察していく。
- ・学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、成就感を持たせるとともに、教師との親しい人間関係をつくる。
- ・本人のストレスや複雑な心の理解に努めるとともに、問題を繰り返さないように心の成長を促す。
- ・相談員やスクールカウンセラーとの連携を図る。

※いじめを行った生徒の保護者への支援

- ・速やかに家庭訪問をし、いじめの事実を知らせ、本人にも再確認する。
- ・いじめの深刻さを理解してもらうとともに、学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- ・いじめの加害状況の共通理解と今後の対応への協力を得る。
- ・被害者への謝罪を促す。
- ・事実を認めなかったり、取組を理解してもらえない時は、あらためて客観的な事実を報告し、学校の方針も示し、粘り強く理解を求める。
- ・家庭教育の在り方について一緒に考え、具体的に助言する。
 - ・相談員やスクールカウンセラーとの連携を図る。

※その他

- ・周りではやし立てる子、見て見ぬふりをする子、それぞれに全職員で共通理解のもと指導を行う。

エ いじめを受けた児童等が安心して教育が受けられる措置について

【第23条 第4項】

- ・生徒に対する相談体制を充実させ、相談員やスクールカウンセラー、養護教諭との連携も図る。
- ・市の相談室との連携を図る。
- ・校長が認める場合、いじめを行った生徒を別室学習にする。

オ いじめを受けた保護者といじめを行った保護者間で争いが起きない

ように、いじめの情報を共有する措置について

【第23条 第5項】

- ・客観的な事実を両者に伝え、誤解を招かないようにする。
- ・学校で両者の話し合いの場を設け、いじめた生徒の謝罪、いじめられた生徒がいじめた生徒への報復の防止等を行う。

カ いじめが犯罪行為の場合について

【第23条 第6項】

- ・いじめられている生徒の生命または身体の安全確保を第一に判断し、教育委員会と相談し、警察との連携を図る。
- ・「彩の国 生徒指導ハンドブック New I's」P23の「いじめ加害・警察との連携」を判断の参考とする。

2 宗岡第二中学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。

(いじめ防止対策推進法 第22条)

校内組織

(1) 構成員

校長・教頭・生徒指導主任・教務主任・各学年主任・各学年生徒指導担当
教育相談主任・保健主事・養護教諭・相談員・SSW・スクールサポーター

(2) 活動内容

- ・いじめ防止に関わる全体指導計画を策定する。
- ・いじめ防止に関わる研修の企画、実施をする。
- ・いじめの未然防止、早期発見に関わる日常的な取り組みの点検を行う。
- ・いじめに関わる全ての情報の集約を行う。

(3) 開催

- ・年間行事予定に位置付け、定期的に行うとともに、必要に応じて開催する。毎学期に1回、開催する。

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の調査及び情報提供について

【第28条 第1項 第2項】

※調査を行う組織について

- ・ 22条の組織を母体とし、弁護士、精神科医、心理・福祉などの第三者的立場の有識者の参加を図りながら、当該調査の公平性・中立性を確保する。

※調査を実施するにあたっての配慮事項

- ・ 可能な限り網羅的（5W1H）に明確にする。
- ・ 因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 学校の設置者や関係機関とより緊密に連携していく。

※いじめられた生徒から聴き取りが可能な場合

- ・ いじめた生徒への指導を行い、いじめを止めさせる。
- ・ いじめられた生徒、情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

※いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合（入院や自殺等）

- ・ 当該生徒、保護者の意見や要望を十分に聴取し、その心情を切実に受け止め、今後の調査について協議する。
- ・ 生徒が自殺した場合、在校生及びその保護者に対してできる限りの配慮と説明をする。生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に全教師一丸となって取り組む。
- ・ 予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーに配慮した調査、対応を行う。マスコミ対応は、教育委員会の指導のもと教頭が窓口となって行うものとする。

※その他

- ・ 「彩の国 生徒指導ハンドブック New I's」P56～P59を参考にそれぞれの立場における対応の指針とする。

(2) 教育委員会への報告について

【第30条 第1項】

- ・ 当該報告書を学校長の決裁のもと速やかに教育委員会に報告する。

第6 その他いじめの防止等のための重要事項

1 学校基本方針の見直し

学校は、学校基本方針の定めるいじめ防止等の取組が実質的に機能しているか宗岡第二中学校いじめ防止対策委員会において検証し、必要に応じて見直す。

(国のいじめ防止のための基本方針参酌)

2 年間行事予定

参考： 学校いじめ防止基本方針に基づき、全教職員が何に取り組みどのような成果を上げられるかが理解できる年間計画及びPDCAサイクルで検証可能な年間行事案を添付する。

4月	<ul style="list-style-type: none">・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針に沿った指導法等の確認・学校の決まり、生徒指導マニュアルの確認、いじめ対策に関わる共通理解（職員会議）・行事を通した豊かな心の育成（入学式、始業式、新入生歓迎会）
5月	<ul style="list-style-type: none">・行事を通した豊かな心の育成（体育祭）・非行防止教室の実施
6月	<ul style="list-style-type: none">・民生児童委員との懇談会
7月	<ul style="list-style-type: none">・行事を通した豊かな心の育成（終業式）・生徒及び保護者へ夏休みの過ごし方等の指導・いじめ防止対策委員会の開催（生徒指導部会内で）・三者面談の実施
8月	<ul style="list-style-type: none">・「彩の国 生徒指導ハンドブック New I's」を活用してのいじめ防止のための生徒指導・行事を通した豊かな心の育成（始業式）
9月	<ul style="list-style-type: none">・行事を通した豊かな心の育成（修学旅行・校外学習）
10月	<ul style="list-style-type: none">・特別支援学級の宿泊学習・行事を通した豊かな心の育成（合唱コンクール）
11月	<ul style="list-style-type: none">・三者面談の実施
12月	<ul style="list-style-type: none">・生徒及び保護者へ冬休みの過ごし方等の指導・いじめ防止対策委員会の開催（生徒指導部会内で）・行事を通した豊かな心の育成（終業式）
1月	<ul style="list-style-type: none">・行事を通した豊かな心の育成（始業式）
2月	<ul style="list-style-type: none">・学校評価のまとめ・行事を通した豊かな心の育成（スキー教室）
3月	<ul style="list-style-type: none">・行事を通した豊かな心の育成（三送会、卒業式、修了式）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討・いじめ防止対策委員会の開催（学校いじめ防止基本方針の年間評価・改善検討）・次年度「学校基本方針」の策定・生徒及び保護者へ春休みの過ごし方等の指導 |
|---|

※1年間を通して、生徒指導部会、生徒指導委員会、職員会議の場で生徒の情報交換を行い、いじめの防止、早期発見、早期対応につなげる。

※原則、毎月、いじめに関するアンケートを行い、いじめの早期発見、指導体制の改善にいかす。

いじめ問題について

いじめの定義「いじめ防止対策推進法」

当該児童等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為。
(インターネットを通じて行われるものを含む)。対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。
簡単に言うと

- ①どちらも生徒であること
- ②生徒間で一定の関係があること
- ③心や体に影響を与える行為があること
- ④生徒が苦痛を感じていること

上記を全て満たすと法律上いじめと判断されます。

間違ったいじめの認識(いじめとしなかったもの)

- ・ただのケンカと処理
- ・人間関係のトラブルと処理
- ・謝罪が済んでいるからと終わらせたもの
- ・くり返しではないからと甘い認識によるもの 等がある。

→ 先入観を捨て、被害生徒が苦痛を感じているかを判断する事が大切

いじめ対策組織

- ・校長・教頭・教務・生徒指導主任・学年主任・生徒指導担当・教育相談主任・保健主事・養護教諭
- ・相談員・SSW・スクールサポーター・各分掌の主任 が主な構成員

いじめ問題には、学校生活全体を通じて取り掛かる事から全員が必ず関わっている

いじめの認知に向けて

普段からの生徒たちの様子をしっかりと見ておき、些細な兆候を見逃さないようにする事。
もし、気になる変化があったら、複数の教員で関わり、軽視することなく、組織的に対応する事
いじめに関しては、未然防止に務める事が大切です。

大切

いじめの疑いの例

- ①容姿等をからかう
- ②暴力を伴うケンカ
- ③からかいの延長からお金や物品の要求をする
- ④SNS上でのからかいや悪口の投稿
- ⑤部活内での強い声かけからの精神的ショックによるもの

いじめが発生したら（組織的な対応）ひとりで抱え込まないようにする事

- ①発見する
- ②いじめが発生した事をすぐに共有する。
※各学年生徒指導担当、学年主任に報告 → 管理職へ必ず報告

小さな事でも報告の漏れがないように必ず報告を行うこと

- ③生徒から情報を得る。 → すぐに共有する
※いじめられた生徒に寄り添い、支え合えるような体制を作る
- ④保護者連絡を行い、保護者と連携する

大切

※必ず、両家庭連絡を行い、家庭訪問等で事実確認と今後の連携方法について話し合いを行う
いじめを受けた生徒やその保護者の支援を行う。

⑤いじめを行った生徒の指導をし、保護者に助言を行う。

→教育委員会へ連絡

※いじめの問題に対しては、必ず組織で対応し、担任で抱え込まないようにする

いじめの対応の悪さによるトラブル

- ①対応が遅くなる ②相談されていたのに、放置してしまった期間が長い
- ③事実関係を正確に把握しておらず、いじめではない等と説明してしまう。
- ④被害を受けた生徒も悪い等態度や言葉の不備

などは、トラブルになる原因です。

いじめの解消とは？

- ①いじめの行為が少なくとも3カ月間止んでいること
- ②被害生徒が苦痛を感じていないこと であり、本人の面談等で確認を行う これによって解消とする

いじめの重大事態

①生命又は、心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある

I、命（自殺、自殺未遂） II、心（精神疾患、転校等）

III、体（骨折、歯が折れる等） IV、財産（お金を取られる、スマホの破壊等）

に重大な被害を受けた**疑い**がある時。

②相当の期間（年間30日）欠席することを余儀なくされる この場合、すぐに調査・報告を

重要なのは、どちらも疑いであり、疑いがあった時点で重大事態である。

保護者や生徒から重大事態との訴えがあったものも重大事態と捉える。 → 教育委員会に報告

→いじめの重大事態の疑いがあるものとして動くこと（まずは、口頭でも）

いじめ問題は、、、

いじめ問題は、誰にでも起こりうる可能性のある問題です。

常に変化に敏感になり、軽視しないこと。1人で抱え込まないことを意識してください。

いじめ問題は、どこでも起こっているものとされています。自分のクラスで起こっていたらダメ、ではなく、早期発見をして、解消に向けて動いていくことが一番大切です！

大切